

魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託

# 【実施計画】

(素案)

平成26年1月31日版

魚 沼 市

## I 概況

- 1 はじめに
- 2 法令等
- 3 市民アンケート
- 4 会館の特徴
- 5 会館の現状
- 6 会館の課題

## II 法令等における設置者と指定管理者の責務

- 1 芸術文化振興基本法
  - ① 基本理念
  - ② 地方公共団体の責務
  - ③ 地方公共団体の施策
- 2 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
  - ① 前文
  - ② 劇場・音楽堂等の事業
  - ③ 設置者・運営者の役割
  - ④ 地方公共団体の役割等
  - ⑤ 関係者の相互連携
- 3 劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針（平成 25 年文部科学省告示第 60 号）
  - ① 設置者に関する事項
    - ア 運営方針の明確化
    - イ 質の高い事業の実施
    - ウ 地方公共団体の取組
    - エ 指定管理者制度の運用
  - ② 設置者・運営者双方に関する事項
    - ア 質の高い事業の実施
    - イ 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項（1）
    - ウ 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項（2）
    - エ 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項（3）
    - オ 普及啓発活動（1）
    - カ 普及啓発活動（2）
    - キ 関係機関との連携・協力

- ク 国際交流
  - ケ 調査研究
  - コ 経営安定化（1）
  - サ 経営安定化（2）
  - シ 経営安定化（3）
  - ス 安全管理等（1）
  - セ 安全管理等（2）
  - ソ 安全管理等（3）
- 4 諸計画における施設の位置づけ
- ① 総合計画
    - ア 後期基本計画 第5章
    - イ 後期基本計画 第3節
  - ② 魚沼市文化振興基本計画（魚沼文化ビジョン21）
    - ア 《土の巻》
    - イ 《風の巻》
    - ウ 《水の巻》
  - ③ 基本計画（案）
    - ア 使命
    - イ 目標
    - ウ 運営モデル
    - エ 運営方針
    - オ 運営組織形態

### III 業務の内容と、設置者・指定管理者が行なう業務範囲

- 1 施設の設置目的及び指定管理者に期待する役割
- 2 管理物件
- 3 指定管理者が行なう業務の範囲
  - ① 業務の範囲
  - ② 優先順位
- 4 設置者が行なう業務の範囲
  - ① 不払い利用料金の徴収業務
  - ② 本施設の目的外使用許可及び当該使用料の徴収
  - ③ 不服申し立てに対する決定
  - ④ リスク分担（大規模修繕、保険等）、備品等の扱い
  - ⑤ モニタリングの実施

- ⑥ 持続的改善の仕組み
- ⑦ インセンティブ
- ⑧ 評価基準
  - ア 評価協議機関
  - イ 同 概要
- ⑨ 債務負担行為
- 5 施設の管理運営に係る基本的事項
  - ① 指定の期間
  - ② 開業時間、閉館日等
  - ③ 指定管理者の事業収支
  - ④ 利用料金
- 6 その他

#### IV 指定管理者が行なう業務の基準

- 1 施設等維持管理業務に関する業務の基準
  - ① 環境維持
    - ア 施設・設備
    - イ 備品・著作権
    - ウ 環境維持
    - エ 秩序維持・防災
  - ② 貸館事業に関する業務の基準
    - ア 利用申請
    - イ 利用許可
  - ③ 魚沼市との協定により主催して行う事業（自主事業）に関する業務基準
    - ア 事業費
    - イ 公演事業
    - ウ 人材養成事業
    - エ 普及啓発事業
    - オ その他の事業等
  - ④ 上記以外の指定管理者の判断によって行なう主催・共催事業
- 2 組織に関する業務の基準
  - ① 組織について
  - ② 統括責任者の届け出
  - ③ 管理の基準
  - ④ 要望への対応

- 3 経営に関する業務の基準
  - ① 資金調達
  - ② 事業計画書、事業報告書、定期報告
- 4 その他の業務の基準
  - ① その他の業務基準
  - ② 国県への届け出、手続き、関係法令等の遵守
  - ③ 情報管理